

滋賀県文化振興基本方針

(第3次)

～文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る～

令和3年(2021年)3月

滋賀県



1



2



3



4



5



6

- 1 古典芸能キッズワークショップ（日本舞踊）
- 2 滋賀次世代文化芸術センター 文化芸術連携授業
- 3 滋賀県文化賞贈呈式
- 4 ぴかっ to アート展 ～それぞれのカタチ～
- 5 びわ湖ホール音楽会へ出かけよう！（「ホールの子」事業）
- 6 国宝延暦寺根本中堂等保存修理事業

文化芸術の力で 心豊かな活力ある滋賀に！



本県では、県民をはじめ芸術家や文化団体等の皆様によって、音楽、美術、演劇といった多彩な芸術活動が県内各地で展開されています。また、独自の歴史や風土の中で、地域の特色ある伝統的な文化が先人から脈々と受け継がれてきました。

こうした魅力溢れる滋賀の文化を振興し、次の世代に着実に引き継ぐため、県では、平成21年（2009年）に制定した滋賀県文化振興条例のもと、滋賀県文化振興基本方針を策定し、取組を進めてきたところです。

このたびの滋賀県文化振興基本方針（第3次）は、第2次基本方針の取組や課題を検証するとともに、人口減少や高齢化の進行、情報社会の進展など、文化を取り巻く環境の変化を踏まえて策定しました。

特に、今般発生した新型コロナウイルス感染症は、私たちの文化芸術活動に多大な影響を与え、芸術家等が活動の場や収入を失うことになりました。一方で、文化芸術は感動や心の安らぎ、生きる喜びをもたらすなど、人間が生きる上で欠かせないものであることを改めて認識する機会ともなりました。

こうしたことを踏まえ、第3次基本方針の基本目標を「文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る」としました。

県民の皆様が、文化芸術によって心の安らぎや生きがいを得られ、さらには様々な交流が生まれることで、心豊かで健やかに暮らせる滋賀を創りたいと思います。そして、文化芸術が持つ力を、国際交流や観光、産業、福祉、教育等との連携によって、社会の様々な場面に活かすことで、未知なる変化に対応できる活力ある滋賀を目指してまいります。

その実現には、県内各地で活動されている様々な方の御協力や御支援が必要です。県としても、多様な方々と手を携え、これまで以上に連携・協働を進めることで、滋賀における文化芸術活動を盛り上げていきたいと考えています。

滋賀の文化振興に向けた次の5年間の歩みを、一緒に進めてまいりましょう！

令和3年（2021年）3月

滋賀県知事

目 次

滋賀県文化振興基本方針（第3次）の概要	1
---------------------	---

滋賀県文化振興基本方針（第3次）

第1章 滋賀県文化振興基本方針の基本的な考え方	3
1 策定の趣旨	3
2 基本方針の位置づけ	3
3 基本方針の期間	3
4 対象とする文化の範囲	3
第2章 滋賀の文化に関する現状と課題	4
1 滋賀県の文化政策の主な変遷	4
2 社会情勢の変化等	6
3 基本方針（第2次）の取組状況と課題	11
第3章 基本目標と施策の方向性	13
1 基本方針（第3次）策定に向けた3つの柱と施策展開の視点	13
2 基本目標	14
3 施策の方向性	14
4 SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組	15
第4章 施策の柱および重点施策	16
施策の柱1 場をつくる	17
施策の柱2 人を育む	18
施策の柱3 地域や社会に活かす	20
施策横断プロジェクト 滋賀の美の魅力発信	21
施策展開の視点「つながる」	22

第5章 推進体制	23
1 多様な主体とのつながりによる連携・協働の推進	23
2 県	24
3 滋賀県文化審議会	24
4 財源の確保	24
資料編	25
策定経過	26
滋賀県文化審議会委員	28
用語解説	29
滋賀県文化振興条例	30
滋賀県文化審議会規則	32
文化芸術基本法	33

滋賀県文化振興基本方針(第3次)の概要 ~文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る~

第1章 基本方針の基本的な考え方

<位置づけ> ・ 滋賀県文化振興条例第4条に規定する文化の振興に関する基本的な方針
 ・ 文化芸術基本法第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画

<計画期間> 令和3年度～令和7年度(5年間)

<対象分野> 「芸術(文学、音楽、美術、工芸、書、写真、演劇、舞踊、メディア芸術など)」、「地域において継承されてきた文化的資産(有形・無形の文化財、生活文化など)」、「人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景」などを主な対象分野とし、国際交流、観光、産業、福祉、教育等の分野との関連施策も含める

第2章 滋賀の文化に関する現状と課題

1 滋賀県の文化政策の主な変遷

2 社会情勢の変化等

(1) 社会情勢の変化

- 人口減少・高齢化の進行
- 新型コロナウイルス感染症の影響
 - ・ 県民の文化芸術活動や交流の停滞、芸術家等の活動の場や収入の喪失、次世代育成への影響
 - ・ デジタル技術を活用した文化芸術活動の展開
- 文化芸術に親しむ県民の減少
 - ・ 創作活動、鑑賞とも減少傾向
 - ・ 世代やライフスタイルによって文化芸術に親しむ方法が異なる(若者は電子機器による鑑賞機会が多いなど)

(2) 国の動向

- 文化芸術振興基本法の改正(名称を文化芸術基本法に改正)(平成29年6月)
 - ・ 年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域にかかわらず、等しく文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備
 - ・ 文化芸術と関連分野の連携(観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等)
- 文化芸術推進基本計画の策定(平成30年3月)
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定(平成30年6月)

(3) 県の動向

- 滋賀県基本構想「変わる滋賀 続く幸せ」の策定(平成31年3月)
 - ・ 誰もが居場所や生きがいを持ち、文化芸術等に親しみながら心豊かに生活している姿の実現
- 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定(令和2年3月)
 - ・ 障害の有無にかかわらず誰もがともに、多彩な文化芸術活動に親しみ、活躍する環境の実現
- 滋賀県文化財保存活用大綱の策定(令和2年3月)、文化行政の一元化(令和2年4月)
- 滋賀の美の魅力の発信

3 基本方針(第2次)の取組状況と課題

取組状況

- ・ 日本遺産を活用した観光キャンペーンやアール・ブリュット作品の海外発信、文化情報誌「COOL SHIGA」の発行など、滋賀の多彩な文化芸術や地域の文化的資産を活用した取組を展開、発信。
- ・ 「ホールの子」事業や文化芸術連携授業を定着させるなど、子ども・若者が本物の文化に触れる機会を充実。また、若手芸術家等の発表機会の創出、文化ボランティアやヘリテージマネージャー等の育成を推進。
- ・ 滋賀ならではの「美」を活用した文化芸術活動の推進や文化団体等との連携による芸術文化祭の開催など、県民の自立的な文化活動を促進。また、障害者文化芸術活動推進計画を策定するなど、誰もが文化活動に取り組める環境を整備。

基本方針(第2次)の主な課題等

- ・ 子ども・若者への多様な創作・鑑賞機会を引き続き確保することが必要。また、誰もが文化芸術を鑑賞、創造することができる環境の整備が必要。
- ・ 文化芸術を鑑賞した県民の割合は低下しており、気軽に親しめる機会や興味・関心を持てるきっかけづくりが必要。
- ・ 県民等の自立的な活動を促進するためには、多様な主体や地域がつながる機会や場づくりが必要。
- ・ 文化芸術を県民や社会とつなぐため、中間支援的な調整能力を持つ人材等の育成や確保が必要。
- ・ 文化財の保存、継承が困難になっているため、多様な主体によって支え合う仕組みづくりが必要。
- ・ 文化創作活動を行った県民の割合は低下しており、文化創作活動の魅力伝える人材の育成が必要。
- ・ 芸術家の支援ニーズの把握が十分でないため、芸術家の活動実態のさらなる把握が必要。
- ・ 文化財を支える裾野を広げるため、文化財の価値を損なわない範囲での活用の推進が必要。
- ・ 滋賀の美の魅力を効果的に発信することが必要。
- ・ 文化芸術の多様な価値を積極的に他分野に活かすことが必要。

基本方針(第3次)の策定に向けた3つの柱と施策展開の視点

1 場をつくる

- ・ 誰もが文化芸術を享受できる機会をつくる
- ・ 様々な活動の場をつくる
- ・ 多様な主体や世代がつながる場をつくる

2 人を育む

- ・ 芸術家等と県民をつなぎ、文化芸術を社会に届ける人を育む
- ・ 文化施設や地域の文化的資産を支える人を育む
- ・ 文化芸術を生み出す人、継承する人を育む

3 地域や社会に活かす

- ・ 文化的資産の保存と幅広い活用を進める
- ・ 文化芸術の多様な価値を、地域づくりや経済の活性化等に活かす

つながる

文化芸術によって、人、地域および世代等をつながりを生み出す

第3章 基本目標と施策の方向性

文化芸術の多様な価値を社会に活かし、SDGsの達成に貢献



基本目標

「文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る」

施策の方向性の

- 1 県民誰もが文化芸術に親しみ、多様な主体や世代等がつながる場をつくる
- 2 文化芸術をつなぎ支える人材や文化芸術の創り手や継承者を育む
- 3 文化芸術の多様な価値を地域づくりや他分野に活かし、活力ある滋賀を創る

1 場をつくる

2 人を育む

3 地域や社会に活かす

第4章 施策の柱および重点施策

施策の柱 / 評価指標	重点施策と主な取組
<p>1 場をつくる</p> <p>① 1年間に文化芸術を鑑賞したことがある県民の割合</p> <p>② 文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っているとする県民の割合</p> <p>③ 学校と連携した文化芸術プログラムの参加児童数</p> <p>④ 民間団体や市町等と連携した文化芸術事業実施数</p>	<p>1 誰もが文化芸術に親しめる場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術に親しめる機会の充実（優れた舞台芸術や魅力ある展覧会の開催、SNSや動画等のデジタル技術の活用など） 子ども・若者の誰もが文化芸術に触れられる機会の確保（「ホールの子」事業、美ココロ・パートナーシップ事業など） <p>2 多様な主体がつながる文化芸術活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民等が行う文化芸術活動への支援（相談対応、情報提供など） 多様な主体や世代の交流促進につながる場づくり（芸術文化祭、次世代育成ユースシアター事業など）
<p>2 人を育む</p> <p>⑤ 1年間に文化芸術の創作活動に携わったことがある県民の割合</p> <p>⑥ 研修で得た知識や技術を今後の活動に活かせると回答した受講生の割合</p> <p>⑦ 県立文化施設の文化ボランティア数</p>	<p>3 文化芸術をつなぎ支える人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術を県民や社会とつなぐ人材の育成・確保（アートマネージャーやヘリテージマネージャー等養成の取組など） 文化ボランティア、文化財や伝統文化等を地域で支える人材の育成・確保 <p>4 文化芸術の創り手や継承者の育成・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> びわ湖ホール音楽アンサンブルの運営、陶芸の森「アーティスト・イン・レジデンス」の実施など 伝統的な技術・技能の継承者の育成（「選定保存技術」の選定、技術者の養成や就業支援など） 伝統文化等の継承に向けた担い手や支援者の拡大（観光、教育等との連携による魅力の活用・発信など）
<p>3 地域や社会に活かす</p> <p>⑧ 県内の指定文化財等の数</p> <p>⑨ 文化財を活用した県実施事業参加者数</p> <p>⑩ 地域に魅力や誇りを感じる文化芸術資源があるとする県民の割合</p> <p>⑪ 地域において文化芸術と他分野との連携した取組があるとする県民の割合</p>	<p>5 地域で育まれてきた文化的資産の発掘・保存・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 「文化財保存活用大綱」に基づく文化財の調査、指定、保存修理、埋蔵文化財の保存や情報発信 文化財の魅力の発信（彦根城の世界遺産登録に向けた取組、「幻の安土城」復元プロジェクトなど） 湖魚等の食文化など、滋賀ならではの生活文化や景観の保全 <p>6 文化芸術と他分野との有機的な連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術による国際交流の促進（アール・ブリュット作品等を通じた交流など） 文化芸術と観光・産業分野の連携（びわ湖クラシック音楽祭など） 文化芸術と福祉・教育分野の連携（病院等でのアウトリーチ事業など）

施策横断プロジェクト

滋賀の美の魅力発信

交流や発信の場づくり

ネットワークを活かした多面的な発信

美術館改革

琵琶湖文化館のリストアート

施策展開の視点

「つながる」

文化芸術によって、人、地域および世代等のつながりが生まれるよう、施策を展開

第5章 推進体制

1 多様な主体とのつながりによる連携・協働の推進

「つながる」を視点とした取組を進め、多様な主体との連携・協働を推進

(1) 文化団体

- ・ 芸術文化祭等の取組を通じた連携・協働

(2) 民間団体

- ・ 文化・経済フォーラム滋賀、障害者の文化芸術活動の推進等における連携

(3) 文化施設・教育機関

- ・ 文化施設の一層の事業展開や活用の推進等に向けた連携・協働

(4) 市町

- ・ 文化芸術に親しむ機会の充実に向けた取組等への支援・連携、情報交換や研修の場の提供

(5) 国、他の地方公共団体等

2 県

3 滋賀県文化審議会

4 財源の確保

第1章 滋賀県文化振興基本方針の基本的な考え方

1 策定の趣旨

文化芸術は、私たちに感動や心の安らぎ、生きる喜びをもたらすとともに、豊かな感性や想像力を育むものです。また、人と人が互いに理解し尊重し合う基盤となり、教育や福祉等と密接に関連するとともに、経済の発展にも寄与するなど、地域社会の発展に欠かせない影響力を有しています。

このため本県では、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的として、「滋賀県文化振興条例（以下「文化振興条例」という。）」を、平成21年（2009年）7月に施行しました。

「滋賀県文化振興基本方針（以下「基本方針」という。）」は、文化振興条例第4条に基づき策定するもので、文化の振興に関する総合的かつ長期的な目標、文化振興施策の方向などを明示することによって、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進し、文化の力により豊かで活力ある滋賀を実現することを目的としています。

これまで、第1次（取組期間：平成23年度～平成27年度）および第2次（平成28年度～令和2年度）の基本方針により取組を進めてきましたが、今般、社会情勢の変化等を踏まえて、基本方針（第3次）を策定します。

2 基本方針の位置づけ

文化振興条例第4条に規定する文化の振興に関する基本的な方針として策定するものです。策定にあたっては、滋賀県基本構想（平成31年3月策定）の政策の方向性との整合を図ります。

また、「文化芸術基本法」（平成13年法律第148号）第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画として位置づけます。

3 基本方針の期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間の方針とします。

4 対象とする文化の範囲

文化振興条例における、第3章「文化の振興に関する基本的施策」に定める「芸術（文学、音楽、美術、工芸、書、写真、演劇、舞踊、メディア芸術など）」、「地域において継承されてきた文化的資産（有形・無形の文化財、生活文化など）」、「人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景」などを主な対象分野とし、国際交流、観光、産業、福祉、教育等の分野との関連施策も含めています。

第2章 滋賀の文化に関する現状と課題

1 滋賀県の文化政策の主な変遷

滋賀県は、昭和29年（1954年）に、県の文化の向上を図り、県勢の発展に寄与するために、「文化の殿堂」として滋賀会館を全国に先駆けて建設しました。昭和47年（1972年）には、「文化の幹線計画」を策定し、文化ホール、美術館・博物館、図書館等の文化施設を順次整備してきました。

また、昭和46年（1971年）から芸術文化祭を、昭和51年（1976年）から文化賞の贈呈を行うなど、県民の文化活動を促進する様々な取組を行ってきました。

昭和51年には「湖と文化の懇話会」、平成2年（1990年）には「淡海文化を考える懇話会」を設け、琵琶湖と人々の暮らしに関わる幅広い議論がなされ、平成13年（2001年）には「滋賀らしい文化創造の基本的な考え方」を策定するなど、滋賀の特性を活かしつつ、県民一人ひとりが暮らしの中で文化を創造する環境づくりを進めてきました。

一方、国においては、平成13年に「文化芸術振興基本法」が制定され、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されました。本県においても文化に関する基本理念の確立や、総合的かつ計画的な施策の推進等が課題となってきました。

こうしたことから、今後の滋賀らしい文化芸術振興のあり方を検討するため、平成18年（2006年）に学識経験者等による委員会を設置し、平成19年（2007年）に「滋賀の文化振興のあり方」の提言をいただきました。この提言では、文化を大切にすることなど、多くの県民が共感できる「旗印」や、体系的な文化施策を長期的・安定的に推進していく「仕組み」をつくる必要があることから、その根拠となる文化振興条例を制定する必要性が示されました。

その後、文化団体等との意見交換を踏まえ、県議会の議決を経て平成21年（2009年）7月に文化振興条例を制定しました。また、この条例に基づき平成23年（2011年）3月に文化振興基本方針を、平成28年（2016年）3月に文化振興基本方針（第2次）を策定し、文化振興施策を総合的に進めてきました。

令和2年（2020年）3月には、「障害者文化芸術推進法」に基づく「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」を策定しました。また、「文化財保護法」の改正を受けて「滋賀県文化財保存活用大綱」を策定するとともに、同年4月から、文化財保護行政を知事部局へ移管し、観光、産業振興、景観・まちづくりなどの施策と総合的かつ一体的に推進することとしています。

一方で、滋賀の美の魅力に触れる機会を提供し、「美の滋賀」の入口・拠点となることを目指した新生美術館の整備は実現に至らず、現在、休館中の県立美術館の再開館および（仮称）新・琵琶湖文化館の整備に向けて検討を進めています。

年	文化政策の主な変遷
昭和29年	滋賀会館開館
昭和36年	琵琶湖文化館開館
昭和46年	第1回県芸術祭開催
昭和47年	「文化の幹線計画」策定 →昭和50年～63年 文化芸術会館 開館 昭和55年 図書館、昭和59年 近代美術館（現 美術館）、 昭和63年 文化産業交流会館、平成2年 陶芸の森、平成4年 安土城考古博物館、 平成8年 琵琶湖博物館、平成10年 びわ湖ホール 開館
昭和51年	湖と文化の懇話会（～昭和52年） 第1回県文化賞贈呈
昭和54年	文化の屋根委員会（～昭和60年）
平成2年	淡海文化を考える懇話会（～平成3年）
平成5年	「新しい淡海文化の創造に向けた県行政推進の基本方針」策定
平成12年	滋賀県文化創造懇話会（～平成13年）
平成13年	「文化芸術振興基本法」制定 「滋賀らしい文化創造の基本的な考え方」策定
平成16年	「県立文化芸術会館のあり方について」公表
平成18年	5文化芸術会館廃止（4館→市移管、1館→しが県民芸術創造館） 指定管理者制度導入（びわ湖ホール、しが県民芸術創造館、文化産業交流会館、陶芸の森など） 滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会（～平成19年）
平成19年	「滋賀の文化振興のあり方」提言（滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会）
平成20年	琵琶湖文化館休館
平成21年	県議会6月定例会で「滋賀県文化振興条例」制定 7月「滋賀県文化振興条例」公布・施行
平成23年	3月「滋賀県文化振興基本方針」策定
平成24年	「美の滋賀」発信懇話会提言
平成25年	滋賀会館閉鎖 「新生美術館基本計画」策定
平成27年	しが県民芸術創造館廃止（草津市移管）
平成28年	3月「滋賀県文化振興基本方針（第2次）」策定
平成29年	「文化芸術振興基本法」改正 （公財）びわ湖ホールと（公財）滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門を統合し、 （公財）びわ湖芸術文化財団設立 近代美術館（現 美術館）休館
平成30年	「新生美術館基本計画」の見直しを表明
令和2年	3月「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」、「滋賀県文化財保存活用大綱」、 「琵琶湖文化館機能継承方針」策定 4月 文化財保護行政を知事部局へ移管

2 社会情勢の変化等

(1) 社会情勢の変化

① 人口減少・高齢化の進行

本県の総人口は、平成25年（2013年）頃をピークに減少傾向にありましたが、令和元年（2019年）は約141.4万人となり、外国人人口の増加にともない微増となりました。また、令和元年の高齢者人口の割合は26.0%で、県民のおよそ4人に1人が高齢者となっています。

人口減少・高齢化の進行により、農山村地域の過疎化の進行、空き家の増加による景観の悪化、消費の減少による経済活力の低下、地域コミュニティの希薄化・弱体化、地域文化の継承が困難になることなど、様々な問題が起こることが懸念されています。

こうしたことから、本県の人口減少の緩和を図るとともに、人口減少の時代に柔軟に適応した活力ある地域づくりを進めるため、「人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀 総合戦略」を令和2年（2020年）3月に策定しました。

② 新型コロナウイルス感染症の影響

感染症の感染拡大防止のため、展覧会や演奏会等の多くが中止、延期されたことで、県民の文化芸術活動や交流が停滞しています。県民へのアンケート調査（令和2年度しが web アンケート調査）においては、特に高齢者において、文化芸術活動を控える傾向が見られました。

加えて、芸術家等が活動の場や収入を失うとともに、学校の部活動等が中断されたことで、子ども・若者に対する次世代育成にも影響が生じています。

こうした中、感染症の影響を変化の機会とし、公演のライブ配信や録画配信、仮想現実（VR）を用いた美術展など、デジタル技術を活用した文化芸術活動が展開されています。びわ湖ホールでは、公演が中止となったオペラ「神々の黄昏」をライブ配信したことで、国内外から大きな反響を呼び、これまで鑑賞する機会がなかった県民等に舞台芸術を提供することとなりました。

今後は、文化芸術におけるデジタル技術の活用がより一層進むなど、多様な文化芸術活動が展開されると考えられます。

③ 文化芸術に親しむ県民の減少

「令和元年度県政モニターアンケート」によると、この1年間に文化創作活動を行った県民の割合は63.5%であり、平成28年度（70.8%）と比べて減少傾向にあります。その理由として、時間的な余裕がないことや文化創作活動にあまり関心がないことが挙げられています。

また、この1年間に文化芸術を鑑賞した県民の割合は73.7%であり、平成28年度（78.2%）と比べて、こちらも減少傾向にあります。その理由としては、時間的な余裕がないことや興味のある催し物が少ないこと、入場料が高いことが挙げられています。

なお、「令和2年度しが web アンケート調査」によると、若者は電子機器による鑑賞や通勤・通学中の鑑賞機会が多い一方で、高齢者は文化施設等での直接鑑賞や公民館等の人が集まる場所での活動機会が多いことがわかりました。

このように、世代やライフスタイルにより文化芸術に親しむ方法が異なることから、多様な文化芸術活動の機会を確保していく必要があります。

④ 情報社会の進展と技術革新

パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の普及により、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を通じて、時間や場所を問わず、容易に情報が得られるようになるとともに、コミュニケーションの方法も多様化しています。

また、人工知能（AI）や仮想現実（VR）などの新しい技術の出現も加わり、文化芸術の表現や鑑賞も多様化していくと考えられ、この傾向は新型コロナウイルス感染症の影響により、さらに加速すると考えられます。

⑤ SDGsの取組の加速化

平成27年（2015年）9月に国際連合において、「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、世界が取り組む2030年までの目標が作成されました。

本県は、令和元年（2019年）7月に、持続可能な滋賀を支えるため、経済、社会、環境の三側面の調和を意識し、多角的な視点を持つ人づくりを行うなど、SDGsの達成に向けた取組を提案し、内閣府が選定する「SDGs未来都市」に選定されています。

文化の分野においても、SDGsで掲げる、教育や生涯学習の機会確保等に関する目標の達成に貢献するため、第3章4（15ページ）のとおり取組を進めます。

⑥ 文化的資産の保存継承にかかる環境の変化

本県は、重要文化財の指定件数が全国4位、重要文化的景観の選定件数が全国2位であるとともに、周知の埋蔵文化財包蔵地が県内のほぼ全域に所在するなど、多数の文化財を有しています。また、各地域で自然と共生した独自の生活文化を有しており、それらは暮らしの中で継承されてきました。

しかし、人口減少や若年層の人口流出による過疎化等により、文化財や生活文化等を地域住民により維持、継承していくことが難しくなりつつあります。

また、文化財周辺における自然環境の荒廃が進んでいる場所も見受けられるとともに、台風の巨大化やゲリラ豪雨などにより、文化財の被災が増える傾向にあります。

⑦ 外国人観光客の増加

本県を訪れる外国人観光客数は、平成25年度（2013年度）の約20万人から平成30年度（2018年度）には約60万人となり、5年で約3倍に増加しています。今後も、訪日外国人観光客が見込まれる中で、情報発信や施設の多言語化等の対応が求められます。

なお、「宿泊旅行統計調査」によると、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年（2020年）2月頃から外国人観光客数は激減しています。

(2) 国の動向

平成 29 年（2017 年）6 月に改正された「文化芸術振興基本法」（名称を「文化芸術基本法」に改正）では、基本理念として、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域にかかわらず、等しく文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備が図られなければならないとしています。

さらに、「文化芸術基本法」および「障害者基本法」の基本理念に則って、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮および社会参加の促進を目的とする「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年（2018 年）6 月に制定されました。

また、「文化芸術基本法」では、少子高齢化やグローバル化の進展等により社会の状況が著しく変化する中、文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、文化芸術に関連する分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展および創造につなげていくことの重要性が明記されました。

この関連分野との連携については、以降に策定された「文化経済戦略」（平成 29 年 12 月策定）および「文化芸術推進基本計画」（平成 30 年 3 月閣議決定）においても強く推進を打ち出されており、令和 2 年（2020 年）4 月には「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が公布されました。

また、文化財保護政策においては、「文化財保護法」および「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成 31 年 4 月施行）、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図っています。

その他、令和 3 年度（2021 年度）に開催が予定されている「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」を契機とした文化プログラムの推進や、令和 4 年度（2022 年度）には文化庁の京都への移転が予定されています。

(3) 県の動向

① 滋賀県基本構想「変わる滋賀 続く幸せ」の策定（平成31年3月）

2030年に向けた滋賀県の将来ビジョンであり、「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念として、自分らしい未来を描ける生き方と、その土台として、SDGsの特徴でもある、経済、社会、環境の三側面のバランスの取れた持続可能な滋賀の実現を目指しています。

この中で、文化芸術の分野においては「誰もが居場所や生きがいを持ち、スポーツや文化芸術等に親しみながら心豊かに生活している」姿の実現を目指しています。

② 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定（令和2年3月）

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第8条第1項に基づき、本県における障害者による文化芸術活動を総合的かつ計画的に推進するため策定しました。

本県では、戦後間もない頃から福祉施設で行われてきた造形活動を背景に、アール・ブリュットという領域で、障害者等の作品が国内外で高い評価を受けています。こうした活動の支援等を通じて、障害の有無にかかわらず誰もがともに、多彩な文化芸術活動に親しみ、活躍する環境の実現を目指します。

この計画は、本基本方針で目指す、誰もが文化芸術に親しみ、多様な主体がつながる場づくりなどに向けて、障害者の視点から取組を進めるための個別計画として位置づけています。

③ 滋賀県文化財保存活用大綱の策定（令和2年3月）、文化行政の一元化（令和2年4月）

「滋賀県文化財保存活用大綱」は、「文化財保護法」第183条の2に基づき、文化財の保存と活用に関する基本的な方針を定めたものです。本県の貴重な財産であり、地域の誇りである文化財を未来へ継承するため、保存・活用の好循環により、文化財が多くの人々に支えられている滋賀ならではの姿を目指します。

また、「文化財保護法」および「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を受け、令和2年（2020年）4月から、「文化財保護課」を教育委員会から知事部局の文化スポーツ部へ移管しました。

④ 滋賀の美の魅力の発信

平成24年（2012年）の「美の滋賀」発信懇話会の提言を受け、滋賀ならではの美の資源を活かし、本県の魅力をより一層高めることで、県民生活の満足度の向上や地域の活性化を目指す「美の滋賀」づくりに取り組んできました。

その取組の一つとして検討を行ってきた新生美術館の整備については、事業推進の過程において関係者のご理解を得られる状況を作り出せず、計画を一旦立ち止まることとしました。また、その後、文化財を取り巻く状況の変化を踏まえ、琵琶湖文化館を独立した施設として整備する方針に転換したことにより、最終的に、新生美術館計画を実現することができませんでした。

こうしたことを踏まえ、滋賀の美の魅力を発信する取組を引き続き積極的に推進していくため、令和2年度（2020年度）に、再開館後の県立美術館の運営方針や（仮称）新・琵琶湖文化館の整備を含む、「美の魅力発信プラン」を策定します。

⑤ 日本遺産および日本農業遺産の認定、世界遺産登録に向けた取組

平成27年（2015年）に、「琵琶湖とその水辺景観―祈りと暮らしの水遺産」が日本遺産に認定されました。日本遺産は、地域に点在する遺産を伝承や風習などを踏まえたストーリーの下に結び付け、「面」として活用、発信することで、地域活性化を図ることを目的としており、本県においては、古くから祈り・暮らし・食と密接に関わってきた「水の文化」が認定されました。

また、平成31年（2019年）には、琵琶湖と共生する農林水産業や本県の農山漁村の営みが、我が国の重要かつ伝統的な取組として、日本農業遺産に認定されました。

伝統的な琵琶湖の漁業や環境こだわり農業、ゆりかご水田など、琵琶湖やその周囲に住む多様な生き物との共存を目指す、本県独自の農林水産の営みが高く評価されたものであり、引き続き、世界農業遺産の認定に向けて取組を進めています。

さらには、現在、彦根城を人類共通の資産として確実に継承するとともに、滋賀の歴史的・文化的な魅力を世界に伝えるため、彦根市と滋賀県において、世界遺産登録に向けた取組を進めています。

このような取組によって、自然と共生する暮らしの中で、地域において大切に継承されてきた本県の文化的資産の価値や魅力を再発見し、国内外に発信することで、その継承を進めるとともに、地域や経済の活性化を図ります。

⑥ 文化やスポーツの祭典の開催

令和3年（2021年）以降、関西において文化やスポーツに関する多くの祭典が予定されています。

令和4年（2022年）には、世界最大級の生涯スポーツの総合競技大会である「ワールドマスタースゲームズ2021 関西」が開催され、本県ではソフトボールやホッケーなどの競技が実施される予定です。

また、令和7年（2025年）には、我が国最大のスポーツの祭典である「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」が本県で開催されるとともに、「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」が開催される予定です。

令和3年（2021年）の開催へと順延となった、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とともに、国内外から多くの参加者が見込まれるこれらの機会を活用し、滋賀の文化の魅力をさらなる発信に取り組んでいきます。

3 基本方針（第2次）の取組状況と課題

基本方針（第2次）では、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）の5年間を取組期間とし、3つの文化振興施策の柱を定めて取組を進めてきました。

令和元年度（2019年度）までの4年間における、施策の柱ごとの取組状況と課題は以下のとおりです。

施策の柱1 文化プログラムの推進による文化的資産の活用・発信

- ◆重点施策1 文化による本県ブランド力の向上と国内外への効果的な発信
- ◆重点施策2 地域で継承されてきた文化的資産の発掘・保存・活用

（1）取組状況

日本遺産を活用した観光キャンペーン、アール・ブリュット作品の海外発信、文化情報誌「COOL SHIGA」の発行など、滋賀の多彩な文化芸術や地域の文化的資産を活用した取組を展開するとともに、その魅力を国内外に広く発信しました。

また、文化財等の地域で継承されてきた文化的資産については、指定や保存を進めるとともに、その魅力を活用した取組を展開しました。

（2）課題

- ・ 文化による本県ブランド力の向上やその魅力の効果的な発信に向けては、「近江の春 びわ湖クラシック音楽祭」といった、広域的で発信力のある取組を充実させていく必要があります。
- ・ 文化財等の保存、継承は、担い手の高齢化等により困難になっているため、文化財等の価値を損なわない範囲で、その価値を最大限に発揮できるような幅広い活用を推進することで、理解者の裾野を広げ、多様な主体によって支え合う仕組みづくりを進める必要があります。

施策の柱2 未来の文化の担い手の育成

- ◆重点施策3 子ども・若者が本物の文化に触れる機会の充実
- ◆重点施策4 若手芸術家等の育成・支援
- ◆重点施策5 文化活動を支える人材（アートマネージャーなど）の育成・支援

（1）取組状況

「ホールの子」事業、学校巡回公演、文化芸術連携授業が学校行事として一定定着するなど、子ども・若者が本物の文化に触れる機会を充実させました。

また、若手芸術家等の育成・支援においては、次世代文化賞受賞者によるコンサートを開催するなど、発表の機会を創出しました。

文化活動を支える人材の育成・支援においては、各文化施設等による文化ボランティアの育成、「美ココロ・パートナー」や「ヘリテージマネージャー」の育成に努めました。

(2) 課題

- ・ アウトリーチ事業のさらなる推進等により、子ども・若者への多様な創作・鑑賞機会を引き続き確保していく必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症にかかる支援を検討する中で、芸術家の支援ニーズの把握が十分でないことが分かったため、その活動実態のさらなる把握に努める必要があります。
- ・ 文化活動を支える人材として、芸術家や文化的資産の担い手と県民等をつなぐ役割を果たせる中間支援的な調整能力を持つ人材の育成や確保に取り組むとともに、文化施設を支えるボランティアスタッフ等の育成に引き続き努める必要があります。
- ・ 地域の文化活動を支える市町の文化担当職員や文化施設職員等の役割が重要であることから、県と市町の連携を強化し、職員が必要な知識の習得や課題を共有できる場を継続的に設ける必要があります。

施策の柱3 県民の主体的な文化活動の促進

- ◆重点施策6 新しい豊かさを実感できる文化芸術活動の推進
- ◆重点施策7 「美の滋賀」づくりの推進
- ◆重点施策8 自立的な文化活動の促進
- ◆重点施策9 文化活動の環境の整備

(1) 取組状況

「美の系ローアートにどぼん！」などの地域を巻き込んだ事業の展開により、県民や芸術家が分野や世代を超えて連携・交流し、滋賀ならではの「美」を活用した文化芸術活動や地域づくりを進めました。

また、文化団体等との連携による芸術文化祭を開催するなど、県民の自立的な文化活動の促進に努めました。

文化活動の環境の整備に向けては、「障害者文化芸術活動推進計画」の策定や本計画に基づく取組の推進、アートコラボレーション事業などによる文化施設の連携促進やアウトリーチ事業の積極的な展開を図りました。

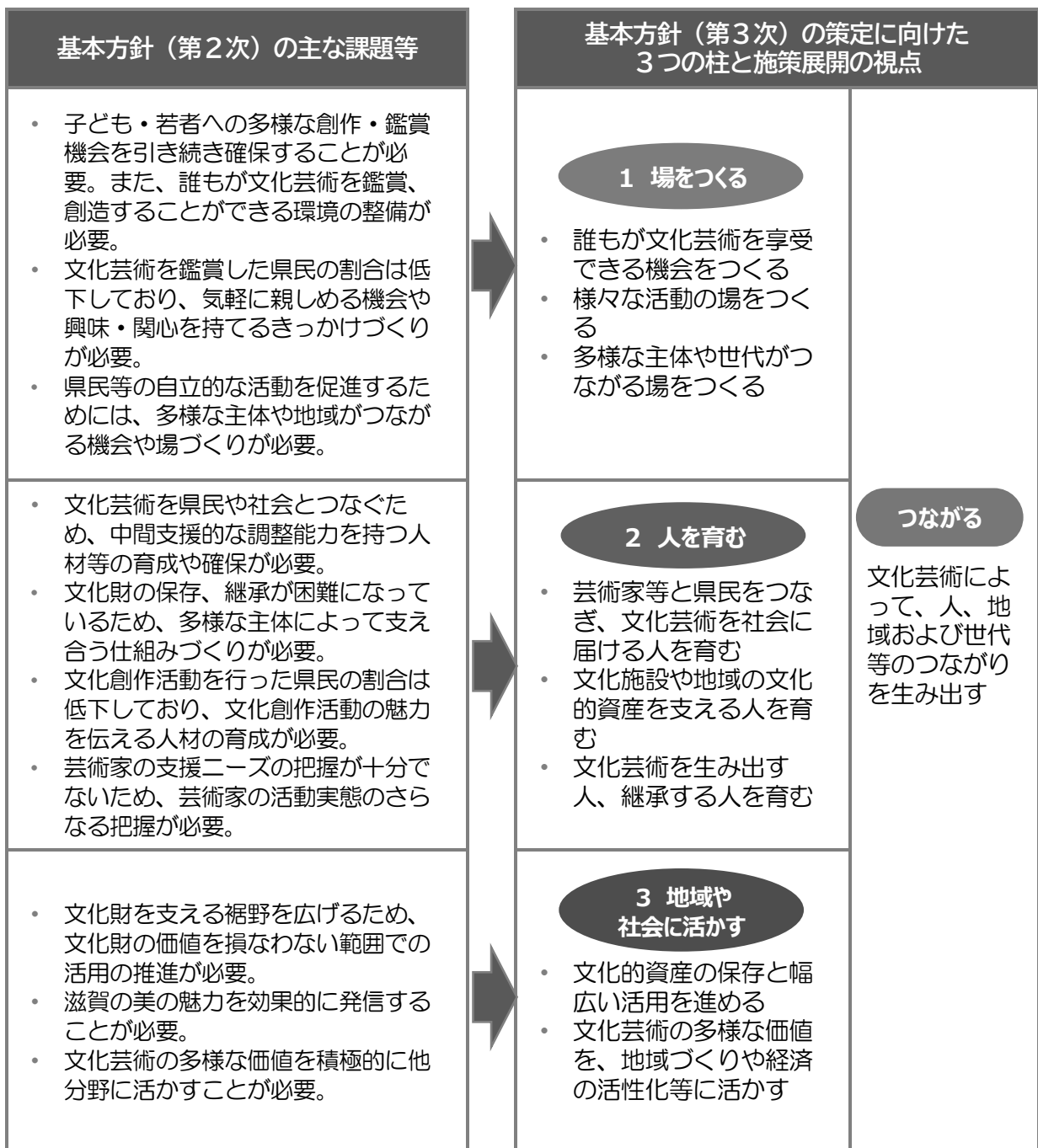
(2) 課題

- ・ 「美の滋賀」づくりの施策の柱であった新生美術館の整備が実現に至らず、新生美術館基本計画を廃止することから、滋賀の美の魅力の効果的な発信に向けて、今後の展開の方向性を再検討する必要があります。
- ・ 文化団体の高齢化等が進む中、県民等による自立的な文化活動の活性化に向けては、多様な主体や地域がつながる機会や場づくりが求められています。
- ・ 時間的な余裕のなさや文化芸術への関心の低さなどを理由に、文化創作活動や鑑賞を行う県民の割合が低下していることから、県民が文化芸術に気軽に触れられる機会や興味・関心を持てるきっかけづくりが必要です。
- ・ 琵琶湖文化館が長年にわたり休館しており、県立美術館の休館も3年を超えていることから、対応策を早期に検討し、滋賀の文化的資産の鑑賞機会を確保しその魅力を発信していく必要があります。

第3章 基本目標と施策の方向性

1 基本方針（第3次）策定に向けた3つの柱と施策展開の視点

基本方針（第2次）での課題や社会情勢の変化等を踏まえ、基本方針（第3次）では、「場をつくる」「人を育む」「文化芸術の価値を地域や社会に活かす」を3つの柱とし、施策展開の視点を「つながる」とします。



2 基本目標

文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る

文化芸術は、私たちに感動や心の安らぎ、生きる喜びをもたらすとともに、豊かな感性や想像力を育み、多様な価値観を理解、尊重し合う土壌を提供するなど、人の心を育む上で大変重要な役割を果たすものであり、先人の知恵や自然等とつながる機会も提供するものです。

また、多様な主体が協働し、変化に対応できる活力ある社会を築く上でも大きな役割を果たしており、文化芸術が持つ力は、新型コロナウイルス感染症により不安や閉塞感が漂う現在の社会情勢の中であって、より一層必要となっています。

このため、文化芸術を振興する基盤となる、文化芸術に親しみ多様な主体がつながる環境づくりや文化芸術をつなぎ支える人材の育成を進めるとともに、文化芸術を他分野と連携させ、地域の活性化等にもつなげていくことを目指し、基本目標を「文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る」とします。

3 施策の方向性

基本目標の実現に向けて、今後5年間に取り組む施策の方向性を次の3つとします。

施策の方向性1

県民誰もが文化芸術に親しみ、多様な主体や世代等がつながる場をつくる

文化芸術を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であり、国籍や年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず、誰もが等しく文化芸術に親しめ、感動や心の安らぎを得られる環境を整えていきます。

また、文化芸術に親しめる場をつくることで、誰もが文化芸術に居場所や生きがいを見いだし、多様な主体や世代等による交流や相互理解が進むことを目指します。

施策の方向性2

文化芸術をつなぎ支える人材や文化芸術の創り手や継承者を育む

文化芸術を企画・総括するアートマネージャー、地域や学校等と芸術家等をつなぐコーディネーター、文化ボランティアなど、文化芸術を県民や社会とつなぐ人材や文化芸術の創り手や継承者の育成、確保を目指します。

施策の方向性3

文化芸術の多様な価値を地域づくりや他分野に活かし、活力ある滋賀を創る





本県では、文化的資産を活かした観光振興や糸賀一雄氏等の思想から生まれた障害者による文化芸術活動、学校と芸術家や文化施設をつなぐ連携授業など、文化芸術を他分野に活かす取組がこれまでから行われてきましたが、今後も、文化芸術を国際交流や観光、産業、福祉、教育等と連携させ、文化芸術が持つ多様な価値を地域づくりや経済の活性化等に活かすことを目指します。

4 SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組

SDGsは、平成27年（2015年）に国際連合で採択された国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17のゴールと関連するターゲットが定められています。

本県が持続可能な滋賀を目指し取り組むことは、世界の課題解決にも貢献するものであり、そのため文化の分野においても、その多様な価値を社会に活かすことでSDGsの達成に向けて取組を進めます。

関連するSDGsのゴールとターゲット、目標

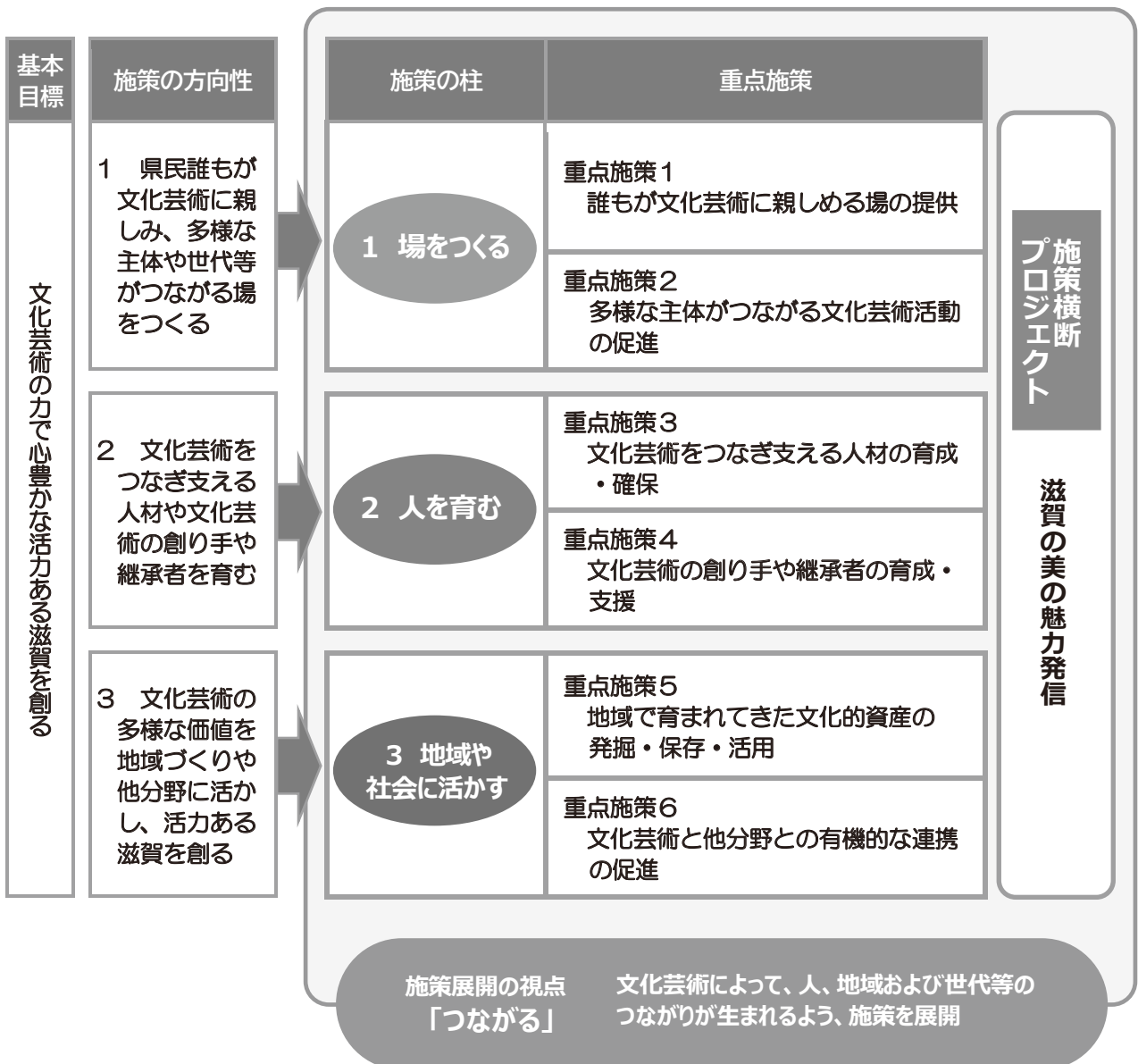
ゴール	ターゲット	目標（指標）
4 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 	4.7 文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> 1年間に文化芸術を鑑賞したことのある県民の割合 学校と連携した文化芸術プログラムの参加児童数 研修で得た知識や技術を今後の活動に活かせると回答した受講生の割合
8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 	8.9 地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域に魅力や誇りを感じる文化芸術資源があるとする県民の割合 地域において文化芸術と他分野との連携した取組があるとする県民の割合
10 各国内及び各国間の不平等を是正する 	10.2 年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 1年間に文化芸術を鑑賞したことのある県民の割合 文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っているとする県民の割合 学校と連携した文化芸術プログラムの参加児童数
11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 県内の指定文化財等の数 地域に魅力や誇りを感じる文化芸術資源があるとする県民の割合

第4章 施策の柱および重点施策

基本目標および3つの施策の方向性のもと、県が担うべき広域的、専門的あるいは先導的な取組を中心に、「1 場をつくる」、「2 人を育む」、「3 地域や社会に活かす」の3つの施策の柱および6つの重点施策に取り組むことで、文化芸術の振興の基盤となる場の確保や人材の育成に努めるとともに、文化芸術を国際交流や観光、産業、福祉、教育等と連携させ、文化芸術の持つ価値を地域づくりや経済の活性化等に活かします。

また、重点施策を横断するプロジェクトとして、本県の多様な美の魅力を全体として発信し、「滋賀をみんなの美術館に」の実現に向けて取り組みます。

そして、これらの取組を進めるにあたっては、文化芸術によって、人、地域および世代等のつながりが生まれるよう、施策展開の視点を「つながる」とします。



(1) 評価指標

項目	策定時	目標
	令和元年度(2019年度)	令和7年度(2025年度)
① 1年間に文化芸術を鑑賞したことのある県民の割合 ^(※1)	(73.7%) ^(※2)	85.0%
② 文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っているとする県民の割合	38.4% ^(※3)	50.0%
③ 学校と連携した文化芸術プログラムの参加児童数	22,699人	26,000人
④ 民間団体や市町等と連携した文化芸術事業実施数	369件	420件

※1 「鑑賞」とは、主体的な意思で文化芸術を鑑賞するものとし、文化施設等での「直接鑑賞」やインターネット等での「電子機器による鑑賞」とします。なお、策定時の実績(73.7%)は「直接鑑賞」のみの値のため、参考値(括弧書き)としています。

※2 「令和元年度県政モニターアンケート調査」によります。

※3 「令和元年度県政世論調査」によります。

(2) 重点施策

重点施策1 誰もが文化芸術に親しめる場の提供

県民が文化芸術に親しむ機会は、仕事や学校、家庭の状況等、各々のライフスタイルにより異なります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術の表現や鑑賞方法も多様化しています。そのため、多様な主体との連携・協働により、デジタル技術も活用し、文化芸術に親しめる機会を増やします。

また、国籍や年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず、誰もが等しく文化芸術に親しめるよう、環境の整備等に取り組めます。

加えて、子ども・若者が文化芸術に触れる機会を充実させ、その活動を促すことで、豊かな感性や想像力を育みます。

(主な取組)

- ・ 県立文化施設において優れた舞台芸術や魅力ある展覧会を開催するとともに、SNSや動画、デジタルアーカイブ等を活用することで時間や場所による制約を受けずに、またコロナ禍においても文化芸術に親しめる機会を充実させます。
- ・ 県内市町が、「地方文化芸術推進基本計画」を策定できるよう、また文化芸術に親しむ機会の充実に向けた取組を積極的に実施できるよう、支援・連携を行います。
- ・ 文化芸術に関する情報提供の充実を図るとともに、県立文化施設におけるバリアフリー化の推進や観覧料の優遇、福祉施設や学校、病院等でのアウトリーチ事業の実施等により、文化芸術に触れる機会を確保します。

- ・ 「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」に基づき、障害者の文化芸術活動や活動を通じた社会参加の取組等を支援します。
- ・ 「ホールの子」事業や美ココロ・パートナーシップ事業など、子ども・若者の誰もが文化芸術に触れられる機会を確保します。

重点施策2 多様な主体がつながる文化芸術活動の促進

本県では、芸術家や伝統文化継承者はもとより、県民、文化団体、民間団体、文化施設、市町や県などの多様な主体が文化芸術活動を行っています。これらの活動が自立的に継続して実施していけるよう、市町とともに支えていきます。

また、多様な主体や世代の交流を促すことで、文化芸術活動を「点」から「面」へと広げ、より多くの県民が文化芸術と関わる機会を確保します。

(主な取組)

- ・ 県民や文化団体等が行う文化芸術活動への支援、相談対応や情報提供等を通じて、各主体の自立的な文化芸術活動を促進します。
- ・ 共生社会づくりをテーマとした文化芸術公演等の開催、文化団体等との協働事業である芸術文化祭の開催、県民参加型の演劇公演である滋賀県次世代育成コースシアター事業の実施等、文化芸術を通じて多様な主体や世代の交流促進につながる場づくりを進めます。
- ・ 国籍や年齢、障害の有無等にかかわらず、文化芸術を通じて多様な人が集える場づくりに向けた取組を進めます。
- ・ 国民文化祭および全国障害者芸術・文化祭の誘致に向けた検討を行います。

施策の柱2 人を育む

(1) 評価指標

項目	策定時 令和元年度(2019年度)	目標 令和7年度(2025年度)
⑤ 1年間に文化芸術の創作活動に携わったことのある県民の割合 ^(※1)	(63.5%) ^(※2)	77.0%
⑥ 研修で得た知識や技術を今後の活動に活かせると回答した受講生の割合	—	80.0%
⑦ 県立文化施設の文化ボランティア数	635人	750人

※1 「創作活動に携わった」には、「自ら創作活動を行った」ことに加えて、「創作活動を支える活動（文化ボランティアなど）を行った」ことも含みます。なお、策定時の実績（63.5%）は「自ら創作活動を行った」のみの値のため、参考値（括弧書き）としています。

※2 「令和元年度県政モニターアンケート調査」によります。

(2) 重点施策

重点施策3 文化芸術をつなぎ支える人材の育成・確保

文化芸術を県民や社会へ届けるため、アートマネージャーやコーディネーター、文化施設を支える文化ボランティアなどの人材を育成・確保するとともに、文化財等の保存、活用においては、地域で支える人々の裾野を広げていきます。

(主な取組)

- ・ 芸術家や文化施設職員、行政職員等を対象に、アートマネージャーやヘリテージマネージャー、文化財の専門職員、舞台技術者等を養成する研修を実施するなど、文化芸術を県民や社会とつなぐことができる人材を育成・確保します。
- ・ 美ココロ・パートナーシップ事業により、子どもたちに文化芸術体験プログラムを実施する若手芸術家を育成・確保します。
- ・ びわ湖ホールや県立美術館、琵琶湖博物館等の文化ボランティア、文化財や伝統文化等を地域で支える人材の育成・確保に努めます。

重点施策4 文化芸術の創り手や継承者の育成・支援

本県には豊かな自然、地域独自の歴史や風土、暮らしが残っており、各地域では、多くの芸術家や伝統文化の継承者が創作活動や地域の伝統芸能等の保存、発展に取り組んでいます。

このような、文化芸術の創り手や継承者の育成・支援に努めます。

(主な取組)

- ・ びわ湖ホール声楽アンサンブルの運営や邦楽専門実演家養成事業による若手実演家の養成、陶芸の森での「アーティスト・イン・レジデンス」の実施等、文化施設等において芸術家の育成や技術の養成を行います。
- ・ 滋賀県文化賞の表彰等、芸術家の発表機会の確保や顕彰等を行います。
- ・ 芸術家に必要な支援を届けるため、その活動実態を把握する手法を検討します。
- ・ 文化財の保存・継承に欠かせない修理技術等を「選定保存技術」として選定し、技術等の継承者の育成を図ります。
- ・ まつりなどの伝統文化の継承に向けて、民俗文化財保存団体への活動支援や観光、教育等との連携による伝統文化の魅力の活用・発信を行うことで、県民等の理解促進を図り、担い手や支援者の拡大に努めます。
- ・ 伝統的な技術・技能の継承に向けて、新商品の開発支援や首都圏等でのPR等により、地域ブランドの強化や販路開拓を通じた地場産業等の活性化を図るとともに、技術者の養成や就業支援を通じて、技術・技能の継承者の育成・確保に取り組みます。

(1) 評価指標

項目	策定時 令和元年度(2019年度)	目標 令和7年度(2025年度)
⑧ 県内の指定文化財等の数 ^(※)	3,465件	3,585件
⑨ 文化財を活用した県実施事業参加者数	2,813人	3,160人
⑩ 地域に魅力や誇りを感じる文化芸術資源があるとする 県民の割合	—	85.0%
⑪ 地域において文化芸術と他分野との連携した取組が あるとする県民の割合	—	50.0%

※ 「指定文化財等」には、指定文化財、選定文化財、選択文化財、登録文化財が含まれます。

(2) 重点施策

重点施策5 地域で育まれてきた文化的資産の発掘・保存・活用

本県は多数の文化財を有し、その多くが地域住民に支え守られてきました。また、各地域では、伝統行事や衣・食・住に関わる独自の生活文化、魅力ある風景が地域への誇りや愛着とともに現在まで受け継がれています。

このような、地域で育まれてきた文化的資産が持つ魅力に光を当て、地域の人々や支援者等とともに保存や幅広い活用に取り組むことで、文化的資産やそれらを育ててきた地域に対する人々の理解や関心を深め、未来へ着実に継承していきます。

(主な取組)

- 文化財の調査、保存、継承を着実に実施するための環境を整えながら、「滋賀県文化財保存活用大綱」の方針に基づき、文化財の調査、指定、保存修理、埋蔵文化財の保存や情報発信を行います。
- 彦根城の世界遺産登録に向けた取組や「幻の安土城」復元プロジェクト、近江の文化財を活用した健康ウォーキングの事業などにより、本県の文化財の魅力を発信します。
- 琵琶湖をはじめとする豊かな自然との共生の中で育まれた「かばた」（「かわと」、「かわや」）などの暮らしの文化や風景、湖魚等の食文化など、滋賀ならではの生活文化や景観を継承するため、魅力の発掘や発信、保全活動への支援等を実施します。

重点施策6 文化芸術と他分野との有機的な連携の促進

文化芸術を国際交流や観光、産業、福祉、教育等の関連分野と有機的に連携させ、文化芸術が持つ多様な価値を地域づくりや経済の活性化等に活かします。

(主な取組)

- ・ アール・ブリュット作品等を通じた海外との交流や「2025 年日本国際博覧会」に向けた取組などにより、文化芸術による国際交流の促進を図ります。
- ・ 「近江の春 びわ湖クラシック音楽祭」や世界遺産等の文化的資産を活用した観光誘客、地場産業や伝統的工芸品のブランド構築、滋賀の歴史や文化等を活かした映画等のロケ地の誘致など、文化芸術と観光・産業分野の連携を図ります。
- ・ 「文化観光推進法」に基づき、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進します。
- ・ 多様な環境下にある子どもたちを対象とした文化芸術体験プログラムの実施、病院等でのアウトリーチ事業、障害者の文化芸術活動の推進など、文化芸術と福祉・教育分野の連携を図ります。

施策横断プロジェクト 滋賀の美の魅力発信

本県には、原風景ともいふべき琵琶湖を中心とした自然美、自然と共生する文化の中で育まれ、大切に守り伝えられてきた文化財、伝統工芸等の暮らしに根付いた美意識、県内のアーティストによる創作や、美術館やホールで触れられる先端的な芸術など、過去から現在まで連なる「多様な美の資源」があふれています。

多様で豊かな美の魅力が各地域に満ち溢れている滋賀県全体を、あたかも、ひとつの「美術館」のように感じていただけるよう、『美の魅力にあふれる滋賀をみんなの美術館に』というコンセプトのもと、多くの方々の共感・参画を得ながら、滋賀の美の魅力発信に取り組んでいきます。

なお、今後、新たなコンセプトに沿って事業を展開するにあたり、これまでの経過や「美の滋賀」の理念は大切にしつつ、イメージを新たに関係者の皆さんとともに事業を作り上げていくため、全体の呼称を「美の滋賀」から「美の魅力発信」に改めます。

(施策展開の4つの柱)

交流や発信の場づくり	県立美術館に美やアートを通じた交流や発信の拠点としてのプラットフォーム機能を付加し、統一的な企画・広報や関係者のネットワークづくり、地域や団体等の活動支援等を行います。
ネットワークを活かした多面的な発信	県立美術館と琵琶湖文化館を核に、県立施設間や県内美術系ミュージアム間で有機的連携を図るほか、滋賀県博物館協議会等とも連携し、話題性や発信力のある取組を展開します。
美術館改革	県立美術館の再開館にあたり、「かわる、かかわる」ミュージアムをコンセプトに、従来イメージを刷新し、展覧会改革や、多様なアート体験の提供等、魅力あふれる美術館づくりに取り組みます。
琵琶湖文化館のリスタート	現在休館中の琵琶湖文化館を、「近江の文化財を保存・継承・活用・発信する中核拠点」となる「(仮称)新・琵琶湖文化館」として、新たに整備を進めます。

施策展開の視点「つながる」

文化芸術によって、人、地域および世代等のつながりが生まれるよう、施策を展開

近年、社会の環境や人々の生活様式が変化しており、また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との触れ合いが希薄化している中、文化芸術による交流をきっかけにして、人々の心のつながりや相互理解が深まることはとても重要であり、文化芸術に求められる役割の一つであると考えます。

また、多様な主体がつながることで、活動の活性化や変化が生み出されるとともに、文化芸術の世代間の継承や新しい担い手呼び込むことにつながるなど、文化芸術のさらなる振興につながるものです。

そのため、文化芸術によって、人、地域および世代等のつながりが生まれるよう、施策展開を行います。



県立美術館のリニューアルイメージ（令和3年6月再開館）
（上：ロビー 左下：エントランス外観 右下：キッズスペース）

第5章 推進体制

1 多様な主体とのつながりによる連携・協働の推進

本県の文化振興を図るためには、県民誰もが文化芸術に親しめる場の提供や人材の育成、文化芸術を国際交流や観光、産業、福祉、教育等と連携させ、文化芸術の多様な価値を地域づくりや経済の活性化等に活かしていくことが必要です。

県は、文化団体、民間団体、文化施設等、市町など、各主体の自主性を尊重しつつ、「つながり」を視点とした取組を進めることで、多様な主体との連携・協働を推進します。

(1) 文化団体

文化団体は、文化芸術活動の中心的な存在であり、県民に文化芸術に親しめる場を提供するなど、本県の文化振興において大きな役割を果たしています。

県は、芸術文化祭等の取組を通じて、文化団体との連携・協働に努めます。

(2) 民間団体

企業や NPO などの民間団体は、行政とは異なる視点やノウハウ、独自の人的・財的資源を持つことから、文化の振興において積極的な関わりが期待されます。また、産業や福祉等の他分野との連携においては、民間団体の視点等を活かした取組を展開することが求められます。

県は、「文化・経済フォーラム滋賀」への参画、障害者の文化芸術活動の推進等において、民間団体と連携しながら本県の文化振興に努めます。

(3) 文化施設・教育機関

文化ホール、美術館等の文化施設は、県民の文化芸術活動の場、地域の人々の文化力を高める拠点として重要な役割を担っています。また、博物館、図書館、学校は、県民が文化芸術に親しめる場であるとともに、文化芸術に関わる人材の育成も担っています。

県は、公立文化施設協議会や博物館協議会とも連携し、文化施設の一層の事業展開や活用の推進、誘客の促進、各施設における県民の文化芸術に親しむ機会の充実や人材の育成に向けて、有機的な連携・協働を目指します。

(4) 市町

市町は地域における文化の振興を、県は県域における文化の振興を担っており、それぞれの役割分担を図りつつ、本県の文化の振興に協力して取り組んでいきます。

県は、市町が、地域で多様な主体がつながる仕組みづくりに取り組めるよう、また文化芸術に親しむ機会の充実に向けた取組を積極的に実施できるよう、支援・連携に努めるとともに、定期的な情報交換や研修の場を設けるなど、連携・協働して取組を推進できる体制を整えます。

(5) 国、他の地方公共団体等

本県の文化は県外の文化との交流の中で育まれてきたことから、今後も、文化庁等や他の都道府県との情報や意見の交換等を通じて連携を行います。

また、関西広域連合や関西文化の日等の取組を通じて、近隣府県との連携や情報発信の強化に努めます。

2 県

関係部局間の連携を緊密にし、多様な主体との連携・協働を図りながら、幅広い分野において横断的に文化行政に取り組みます。

3 滋賀県文化審議会

文化の振興は中長期的な観点で取り組む必要があることから、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するため、目標の達成状況や施策の効果を文化審議会にて定期的に検証します。

4 財源の確保

限られた財源の中、選択と集中の観点から、毎年度の予算編成を通じて文化振興施策を推進するとともに、滋賀の魅力ある文化振興に資する事業の推進を図ることを目的とする「滋賀県文化振興基金」（平成23年4月1日設置）の活用など、必要な財源の確保に努めます。

また、「滋賀応援基金条例」に基づく次世代育成や文化財の魅力発信等に対する寄附金の活用や、ネーミングライツ、企業・個人のスポンサーの獲得などにより、民間資金を広く活用し、施策展開に結びつけていきます。

資料編

策定経過

滋賀県文化審議会委員

用語解説

滋賀県文化振興条例

滋賀県文化審議会規則

文化芸術基本法

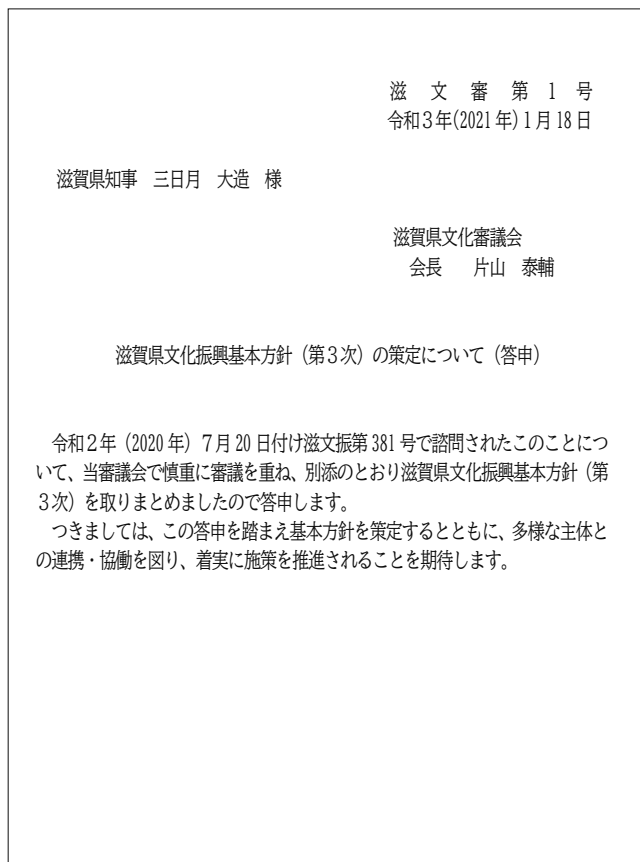
策定経過

1 滋賀県文化審議会における審議

学識経験者や公募委員からなる「滋賀県文化審議会」（会長 片山泰輔 静岡文化芸術大学文化政策学部教授）において、基本方針の策定について調査審議を行いました。

第24回会議において、知事から文化審議会へ諮問を行い、県民の皆さんの意見を踏まえながら審議を重ね、令和3年（2021年）1月18日に「滋賀県文化振興基本方針（第3次）」が知事へ答申されました。

開催年月日	会議	主な議題等
令和2年 7月20日	第24回	知事から審議会会長へ諮問 滋賀県文化芸術振興基本方針（第3次）骨子案について
令和2年10月19日	第25回	滋賀県文化振興基本方針（第3次）素案について
令和2年12月23日	第26回	滋賀県文化振興基本方針（第3次）答申案について
令和3年 1月18日		審議会会長から知事へ答申



答申書



答申の様子

2 県民等からの意見

(1) 文化団体等との意見交換

文化団体や学生など、多様な主体から御意見をいただきました。

- ・ 実施時期 令和2年(2020年)5月～ (10団体、個人4名)

(2) 県民へのアンケート調査の実施

県民の文化に対する意識や活動状況を把握するため、アンケート調査を実施しました。

① しがweb アンケート調査

- ・ 調査時期 令和2年7月
- ・ 調査対象 県内在住の満18歳以上の個人
- ・ 標本数 500人

② 県政モニターアンケート調査

- ・ 調査時期 令和2年8月
- ・ 調査対象 県政モニター 399人
- ・ 回答者数 342人(回収率85.7%)

(3) 県民政策コメント等による意見聴取

「滋賀県文化振興基本方針(第3次)素案」について、意見・情報の募集を行いました。

- ・ 実施期間 令和2年11月12日～12月11日
- ・ 意見等の提出件数 9件(1団体、個人2名)

3 市町からの意見

令和2年7月 市町文化行政主管課長会議

令和2年9月 意見照会(骨子案)

令和2年11月 意見照会(素案)

4 議会への報告

教育・文化スポーツ常任委員会にて、報告を行いました。

開催年月日	事項
令和2年 6月 8日	滋賀県文化振興基本方針(第3次)の策定について
令和2年 9月 1日	滋賀県文化芸術振興基本方針(第3次)骨子案について
令和2年 11月 11日	滋賀県文化振興基本方針(第3次)素案について
令和3年 3月 10日	滋賀県文化振興基本方針(第3次)(案)について

滋賀県文化審議会委員

令和2年7月20日現在（敬称略・五十音順）

氏名	役職等	備考
伊熊 泰子	株式会社新潮社「芸術新潮」 編集部員	
磯崎 真一	特定非営利活動法人はまかる 代表理事	
井上 勝	湖南市教育委員会教育部 管理監 湖南市立図書館 館長	
上田 洋平	滋賀県立大学地域共生センター 講師	
岡田 修二	成安造形大学 学長	会長代理
片山 泰輔	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	会長
香山 結実	公募委員	
川戸 良幸	琵琶湖汽船株式会社 顧問 公益社団法人びわこビジターズビューロー 副会長	
小林 真理	東京大学大学院人文社会系研究科 教授	
田端 一恵	社会福祉法人グロー法人本部企画事業部 部長	
寺嶋 裕文	滋賀県民俗文化財保護ネットワーク 会長 国指定重要無形民俗文化財山之上杉之木神社 ケンケトまつり 山之上薙刀祭保存会 会長	
野口 将太郎	公募委員	
林 睦	滋賀大学教育学部 教授	
南 千勢子	ピアニスト	
三宅 貴江	滋賀県文化財保護協会 理事 「湖国と文化」 編集長	

アウトリーチ

アウトリーチとは、英語で「手を伸ばすこと」を意味する。文化芸術に触れる機会の少ない方に対して、文化ホールや美術館等が地域、学校、病院等へ出向き、コンサートなどの普及活動を行うこと。

アーティスト・イン・レジデンス

芸術家に創作の場や住居等を一定の期間提供し、その土地に滞在しながら創作活動を行ってもらふ事業のこと。滞在する芸術家同士や地域住民等との交流を通して、創作活動の活性化を図る。

アートマネージャー

文化芸術活動の企画や制作、運営等を行う人。また、文化芸術を広く社会に紹介したり、文化芸術と社会を結びつける人をいう。

アール・ブリュット

「加工されていない生（き）のままの芸術」という意味のフランス語。画家ジャン・デュビュッフエが1945年に考案した言葉で、それまでの美術や教育の流れからはみ出し、美術的なスタイルからは何の影響も受けていない、全く個人的かつ独創的な方法でつくられた絵画や造形のこと。

コーディネーター

文化芸術活動をより良いものにするため、活動に関わる様々な組織や人をつなぎ、まとめる役割を果たす人。

人工知能 (AI) ・仮想現実 (VR)

人工知能 (Artificial Intelligence) とは、学習能力といった人間の知能を持たせたコンピュータシステムのこと。また、仮想現実 (Virtual Reality) とは、人工的につくられた仮想の空間をあたかも現実かのように体感させる技術をいう。近年、文化財を仮想現実によって再現し鑑賞に供するなど、これらの技術を用いた文化芸術活動が生まれている。

デジタルアーカイブ

博物館や美術館等の収蔵品をデジタル化して記録、保管すること。電子データにすることで、様々な人がインターネット等を通じて閲覧、利用することができるようになる。

ヘリテージマネージャー

地域の歴史的建造物を発掘し、登録有形文化財制度などを活用して保存の道筋を付けるとともに、既に登録有形文化財となっている建造物の修理や活用を図る民間の建築専門家。

滋賀県文化振興条例

平成21年7月23日
滋賀県条例第55号

滋賀県文化振興条例をここに公布する。
滋賀県文化振興条例

目次

前文	
第1章 総則 (第1条-第3条)	
第2章 文化振興基本方針 (第4条)	
第3章 文化の振興に関する基本的施策 (第5条-第15条)	
第4章 滋賀県文化審議会 (第16条・第17条)	
付則	

私たちのふるさと滋賀は、母なる琵琶湖を田園、山並みなどが取り巻く穏やかな自然に恵まれ、いにしえから交通の要衝として人、もの、情報が行き交う歴史の重要な舞台となってきた。こうした独自の歴史や風土の中で、自律性、進取の気性などが培われるとともに、地域の特色ある伝統的な文化が先人から脈々と受け継がれてきた。また、それぞれの時代を生きた人々の感性や国内外との交流により新たな文化が創造されてきており、これらが滋賀の個性ある文化を形成している。

文化は、私たちに感動、精神的な安らぎや生き生きの喜びをもたらすとともに、感性や創造力を大きく育むものである。また、人と人が互いに理解し尊重し合う基盤となり、教育、福祉等と密接に関連するとともに、経済の発展にも寄与するなど、地域社会の発展に欠かせない影響力を有している。

今、心の豊かさや人と人との絆が求められる時代を迎え、文化の役割がより重みを増してきており、文化の価値を改めて認識する必要がある。また、県内各地において、文化を生かした取組が活発になりつつあり、そうした活動を育て、滋賀の文化を次の世代へ普実に引き継いでいかなければならない。

私たちは、だれもか誇りや愛着を持てる滋賀の実現を目指し、多様な主体による協働のもとに、日々の暮らしの中で魅力ある滋賀の文化をはぐくむことを決意し、ここに滋賀県文化振興条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、および県の責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定め

ることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 2 文化の振興に当たっては、県民一人ひとりが文化の担い手であることにかんがみ、文化に関する活動（以下「文化活動」という。）を行う者の自主性が尊重されるとともに、創造性が十分に発揮されるよう配慮されなければならない。
- 2 文化の振興に当たっては、文化を創造し、および享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。
- 3 文化の振興に当たっては、文化の継承および発展を担う人材が育つとともに、その地位の向上を図られるよう配慮されなければならない。
- 4 文化の振興に当たっては、歴史、風土等に培われてきた地域の特色ある文化、新たに創造される文化その他の多様な文化がすべての県民に大切にはぐくまれ、次の世代に継承されるよう配慮されなければならない。
- 5 文化の振興に当たっては、滋賀の文化の魅力が国内外に広まり、多様な文化との交流が盛んになるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

- 3 県は、前条に定める基本理念のっとり、文化振興施策を総合的に策定し、および実施するものとする。
- 2 前項の規定による文化振興施策の策定および実施に当たっては、長期かつ広域的な視点に立つとともに、広く県民の意見が反映されるよう十分に配慮するものとする。
- 3 県は、国および地方公共団体以外のもの（以下「民間団体等」という。）が行う文化活動が活発になるよう、民間団体等との連携に努めるとともに、民間団体等に対し、必要な助言、支援または調整を行うよう努めるものとする。
- 4 県は、地域における文化の振興に市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村との連携に努めるとともに、市町村が文化振興施策を策定し、および実施するために必要な助言、支援または調整を行うよう努めるものとする。
- 5 県は、滋賀の文化が県外の文化との交流の中ではぐくまれてきたことにかんがみ、県外の地方公共団体および国との連携に努めるものとする。

第2章 文化振興基本方針

第4条 知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的方針（以下「文化振興基本方針」という。）を定めるものとする。

2 文化振興基本方針は、文化の振興に関する総合的かつ長期的な目標、文化振興施策の方向を

の必要な事項について定めるものとする。

- 3 知事は、文化振興基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、文化振興基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、滋賀県文化審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、文化振興基本方針を定めるときは、これを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、文化振興基本方針の変更について準用する。

第3章 文化の振興に関する基本的施策 (芸術活動の促進)

第5条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーションおよびコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術について創造性豊かな活動を促進するため、これらの芸術の公演、展示等への支援およびその他の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域において継承されてきた文化的資産の保存および活用)

第6条 県は、歴史、風土等に培われてきた有形および無形の文化財その他の地域において継承されてきた文化的資産の保存および活用を図るため、これらの文化的資産の調査およびその修復、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(魅力ある風景の保全および継承)

第7条 県は、人々の生活とともに形成されてきた滋賀の魅力ある風景を保全し、次の世代に継承するため、地域の風景を守り育てる活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動の場の充実)

第8条 県は、文化施設（文化活動に係る公演、展示等を行うための施設をいう。以下同じ。）について、その特色を生かした事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民の文化活動の場の充実を図るため、文化施設以外の場所の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化に関する情報の発信および取得)

第9条 県は、県民が文化に関する情報を効果的に発信し、および容易に取得することができるよう、文化に関する情報の発信および取得の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化に関する交流の促進)

第10条 県は、県民と国内外の人々との文化に関する交流を促進するため、その機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(産業の分野との連携)

第11条 県は、観光その他の産業の分野の発展とともに文化の振興を図るため、これらの分野への文化的資産の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第12条 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が活発に行われるよう環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化活動の充実)

第13条 県は、次代の社会を担う青少年が行う文化活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化活動に係る公演、展示等の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化活動の充実)

第14条 県は、学校教育における文化活動の充実を図るため、文化に関する体験学習の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化の継承および発展を担う人材の育成)

第15条 県は、文化に関する専門的な活動を行う者、その活動を支える者その他の文化の継承および発展を担う人材の育成を図るため、これらの者が行う文化活動への支援、文化活動で顕著な成果を収めた者の顕彰その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 滋賀県文化審議会 (滋賀県文化審議会)

第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附屬機関として、滋賀県文化審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第4条第4項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、文化の振興に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、文化の振興に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第17条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、文化の振興に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県文化審議会規則

平成 21 年 8 月 24 日
滋賀県規則第 56 号

滋賀県文化審議会規則をここに公布する。
滋賀県文化審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県文化振興条例（平成 21 年滋賀県条例第 55 号）第 17 条第 5 項の規定に基づき、滋賀県文化審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集する。
2 会長は、審議会の議長となる。
3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 4 条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識または経験を有する者のうちから知事が任命する。
3 専門委員は、審議会および部会の会議に出席し、専門的な立場から意見を述べることができる。
4 専門委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任されることを妨げない。
(追加〔平成 23 年規則 27 号〕)

(部会)

第 5 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 第 3 条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第 1 項および第 2 項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第 3 項中「委員」とあるのは「委員および専門委員」と、同条第 4 項中「出席委員」とあるのは「出席した委員および専門委員」と読み替えるものとする。

(追加〔平成 23 年規則 27 号〕)

(関係者の出席)

第 6 条 審議会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。
(一部改正〔平成 23 年規則 27 号〕)

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、文化スポーツ部文化芸術振興課において処理する。
(一部改正〔平成 23 年規則 17 号・27 号・28 年 61 号・31 年 31 号〕)

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(一部改正〔平成 23 年規則 27 号〕)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 23 年規則第 17 号抄)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 23 年規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 28 年規則第 61 号抄)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 31 年規則第 31 号抄)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。

文化芸術基本法

平成十三年法律第百四十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条～第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条～第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条～第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条～第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらぬ願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をほぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、獨創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしようとする包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の

総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるときも、その地位の向上を図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に關し、文化芸術に關し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実に努めるとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に關する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に關する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に關する施策に關する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に關する施策を総合的かつ計画的に推進するため基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委

員会（地方教育行政の組織及び運営に關する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条列の定めるところによりその長が文化に關する事務（文化財の保護に關する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に關する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に關する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に關する物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に關する物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌謡その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに關する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の利用及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会を確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自立的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国内内外の情報収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための規制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携を図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を動かし、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。



提供：(公財)びわ湖芸術文化財団 1



撮影：麥生田兵吾 2



3



4



5



6

1 びわ湖ホールプロデュースオペラ『神々の黄昏』

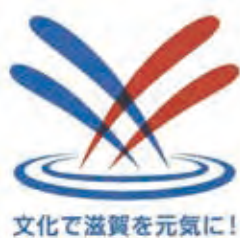
3 滋賀県芸術文化祭

5 糸賀一雄記念賞音楽祭

2 滋賀近美アートスポットプロジェクト

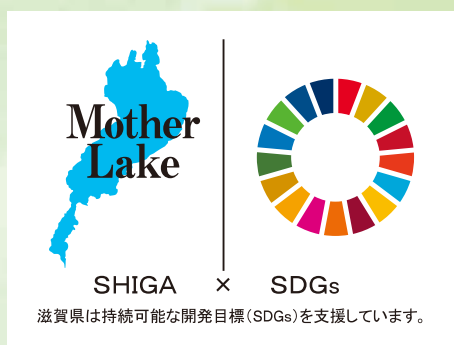
4 文化財を活用した健康増進ウォーキング

6 滋賀県次世代育成ユースシアター



このマークは、滋賀県文化振興条例の制定を記念し、成安造形大学と連携して作成した県の文化振興のシンボルマークです。

県内の文化団体、民間団体、市町などの皆さんが、「文化で滋賀を元気に!」の理念に沿った文化事業やイベントを行われる際に、広くご使用ください。



滋賀県文化振興基本方針（第3次） ～文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る～

令和3年(2021年)3月策定
滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3344 / FAX 077-528-4833
E-mail sc00@pref.shiga.lg.jp